

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分
公益社団法人 日本医師会	日本医師会会費 本局(2015年度3期分 12月から3月)	42,000 (平成27年度第3四半期までの 支出累計額:154,000)	一名 42,000 本局(1期あたり)	平成27年12月25日	日本医師会認定産業医として認定 されるには、日本医師会に登録指定 されることが必要であるため。	公社	国所管
一般社団法人 大阪府医師会	大阪府医師会会費 2015年度(3期分 12月から3月)	40,000 (平成27年度第3四半期までの 支出累計額:120,000)	一名 40,000 (1期あたり)	平成27年4月24日 平成27年9月4日 平成27年12月25日	大阪府医師会認定産業医として認 定されるには、大阪府医師会に登録 指定されることが必要であるため。	一社	都道府県所管
公益社団法人 精密工学会	年会費 2016年度(2月から1月)	150,000	一口 150,000 (年額)	平成27年11月27日	当法人は、精密工学に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術 等の研究開発業務において、会誌の 購読、講習会への参加等を通じて得 られる最新の学術、技術情報は、当 該業務の遂行に必要不可欠なもので あるため。	公社	国所管
公益社団法人 日本監査役協会	研修会参加料	98,800 (平成27年度第3四半期までの 支出累計額:199,600)	-	平成27年11月20日 平成27年12月11日 平成27年12月18日	-	公社	国所管
公益社団法人 日本プラントメンテナ ンス協会	受講料・受験料 (機械保全技能士他)	718,400	-	平成27年10月30日 平成27年11月27日	-	公社	国所管

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成27年度第3四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。